

30 監 第 12 号
平成 30 年 8 月 10 日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好隆
同 二條 孝夫

平成 29 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成29年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率

2 審査の期日

平成30年7月25日（水）

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.29
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.29
③実質公債費比率	7.2	7.4	7.7	25.0
④将来負担比率	56.7	61.8	49.0	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が454,548千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,264,873千円に対する比率は、△4.42%で、早期健全化基準の13.29%を下回っており良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

病院事業会計において実質赤字額が859,747千円となったが、全部の会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、699,368千円の黒字となるため連結実質赤字

額はなく、標準財政規模 10,264,873 千円に対する比率は、△6.81%で、早期健全化基準の 18.29%を下回った。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	454,548	605,819	△151,271
国民健康保険特別会計 実質収支額	221,482	142,561	78,921
後期高齢者医療特別会計 //	7,986	1,228	6,758
公営簡易水道事業特別会計 //	18,620	10,479	8,141
小 計	702,636	760,087	△57,451
水道事業会計資金剰余額	503,268	863,685	△360,417
温泉引湯 //	222,749	201,671	21,078
公共下水道 //	95,497	326,762	△231,265
農業集落排水 //	34,965	27,238	7,727
病院 //	△859,746	△434,328	△425,418
連結実質黒字額合計	699,369	1,745,115	△1,045,746

- ・水道事業会計は、流動資産 550,529 千円から流動負債 47,261 千円を控除した差額 503,268 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・温泉引湯事業会計は、流動資産 228,410 千円から流動負債 5,661 千円を控除した差額 222,749 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・公共下水道事業会計は、流動資産 362,162 千円から流動負債 266,665 千円を控除した差額 95,497 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・農業集落排水事業会計は、流動資産 37,977 千円から流動負債 3,012 千円を控除した差額 34,965 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・病院事業会計は、流動資産 997,739 千円から流動負債 1,857,485 千円を控除した差額、△859,746 千円が比率算定上の適用金額である。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成 29 年度の単年度では前年度より 0.9 ポイント下がり 7.0%となったが、実質公債費比率は 3 か年平均で算定することとされているため、平成 27 年度から平成 29 年度までの平均では 7.2%（27 年度 6.8%、28 年度 7.9%、29 年度 7.0%）となり、前年度に比較して 0.2 ポイント下がって改善し、早期健全化基準（25.0%）を大きく下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担額は29,206,135千円で、前年度と比較して297,955千円の増加となっている。地方債は広域ごみ処理施設の建設事業があったこと、公営企業債等への繰入見込額の減は公共下水道事業や病院事業において償還がすすんだことによるものである。

(単位：千円)

項 目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	15,254,252	13,827,261	1,426,991
債務負担行為に基づく負担見込額	0	3,444	△3,444
公営企業債等への繰入見込額	10,751,573	11,829,494	△1,077,921
退職手当負担見込額	3,015,561	3,038,444	△22,883
広域連合等への負担見込額	184,749	209,537	△24,788
将来負担額合計	29,206,135	28,908,180	297,955

一方、充当可能財源等は24,480,430千円で前年度と比較して841,934千円増加している。ふるさと応援基金が694,730千円と多額にあったことなどから、充当可能基金が407,960千円増加している。

(単位：千円)

項 目	金 額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	4,056,216	3,648,256	407,960
都市計画税など充当可能特定財源	944,991	1,008,489	△63,498
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	19,479,223	18,981,751	497,472
充当可能財源合計	24,480,430	23,638,496	841,934

将来負担比率は、上記の将来負担額29,206,135千円から充当可能財源24,480,430千円を控除した残額4,725,705千円(将来負担すべき実質的な負債)が、標準財政規模10,264,873千円から算入公債費等の額1,934,644千円(公債費等に対する交付税措置額)を控除した残額8,330,229千円に対してどの位の割合になるかの比率で、将来負担額は前年度と大きな変動はないが、充当可能基金が増加したことによって56.7%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回り、前年度と比較して5.1ポイント下って改善している。

(3) 是正改善を要する事項

連結実質赤字比率は、全ての会計を合算して赤字額を算出していることから数値の発生は無いが、会計別では、病院事業会計において859,746千円という多額の実質赤字額が生じている。経営健全化に向けた抜本的な取り組みが急務である。

平成29年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成29年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期日

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 水道事業会計 | 平成30年7月11日、25日 |
| (2) 温泉引湯事業会計 | 平成30年7月11日、25日 |
| (3) 公共下水道特別会計 | 平成30年7月11日、25日 |
| (4) 農業集落排水事業特別会計 | 平成30年7月11日、25日 |
| (5) 病院事業会計 | 平成30年7月2、3日、25日 |
| (6) 公営簡易水道事業特別会計 | 平成30年7月11日、25日 |

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成29年度 (%)	経営健全化基準 (%)	平成28年度 (%)
法 適 用	① 水道事業会計	—	20.0	—
	② 温泉引湯事業会計	—		—
	③ 公共下水道事業会計	—		—
	④ 農業集落排水事業会計	—		—
	⑤ 病院事業会計	22.0		11.1
法 非 適 用	⑥ 公営簡易水道事業特別会計	—		—
	⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 503,268 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 222,749 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

③ 公共下水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 95,497 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

④ 農業集落排水事業特別会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 34,965 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金不足額は 859,746 千円で、資金不足比率(資金不足額/医業収益)は前年度より 10.9 ポイント悪化して 22.0%となった。経営健全化の基準 20%を超えたため、財政健全化法に定める経営健全化計画の策定が義務付けられることとなった。経営健全化に向けた抜本的な取り組みが急務である。

⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 18,620 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。